



～弁護士の女房のつぶやき～



寒くなく暑くなく、一年中で今が一番いい季節です。朝晩がちょっとひんやりするのが心地よくて、朝方はいつまでも布団にくるまっていたい。そよ風も爽やかで、新緑が目眩しく花も綺麗・・・気持ちの良い季節。希望の持てる季節。一年中春だったらいいのに。今からやってくる蒸し暑～い夏を思うとちょっと残念です。●我が家は、この春一番下のこども（我が家は子どもが4人）が中学生になり、真新しい学生服に身を包んで元気に登校しています。部活動も始まって、小学校とは違った生活。夜は自分で自転車に乗って塾に行き、毎日がクタクタ。よく寝てよく食べる。身長も驚くほど伸びて、何にでも素直に取り組む末っ子の彼。そして、他の子どもたちは、明るい浪人生の娘に大学生の上2人。子どもたちを見ると、人生の春から初夏だなあ～と思います。夢と希望がいっぱい。この先何も怖いものはなさそうで、毎日が楽しく今が青春真っ盛り・・・さながら私は人生の秋、といったところでしょうか。いや、人生100年を生きれば、今が折り返しなので、まだ夏かな？●昔、主人の実家の母の部屋にサミュエル・ウルマンの「青春の詩」が貼ってありました。～青春とは人生のある期間を言うのではなく、心の様相を言うのだ。年を重ねただけで人は老いない。理想を失うときに老いが来る・・・達筆な書で書いてあり、義母はこれは友達くれたのだと言っていました。当時、義母は70代後半。義父を介護の上看取り、やっと得た自由な時間だったと思います。田舎の家で質素に一人で暮らしていました。そして壁には「青春の詩」。義母は人間のできたとてもいい人でした。年齢を重ねて身体は老いても気持ちは青春でいたいものです。いつまでも理想を追い希望を持って、この春の日差しのようにきらきらと輝く人になりたい。私には子どもたちがライバルかな？負けられません(笑顔)。



樫八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.16 平成30年春号

宮崎市橘通り東4-1-27 小村ビル6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiya-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00～18:00

Kashiya news

2018年

春号



“ご存知ですか？”は、
家族信託②です。



桜ほど日本人に好かれている花はなく、その比率は日本人全体の半分以上だそうです。桜が好きな理由は、桜の控えめな容姿の美しさ・一つでは目立たないけれどたくさんだと存在感を発揮する“調和”・散り際の潔さ。この理由が日本人の国民性や精神性に一致するのだそうです。桜全般の花言葉は「精神の美」「優美な女性」。誰もが立ち止まり愛でる桜・・・憧れます。



ご存知ですか？

家族信託について ②



「家族信託」は、遺産を持つ方が自分の老後や介護等に必要な資金の管理や給付を行う際にその不動産や預貯金などを信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せるシステムです。家族間の契約のため、高額な報酬は発生しませんので、一部の方だけでなく何方にでも気軽に利用できる制度と言えます。今回は、「家族信託」の特徴や利用法をお伝えします。

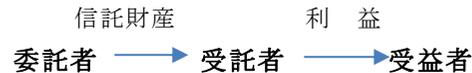
■ 家族信託の特徴は・・・

(長所)

- 1 後見制度に代わる柔軟な財産管理ができる
- 2 遺言書ではできないことが可能(遺言書の代わりとして効力を発揮)
- 3 財産承継の順位付ができる
- 4 相続時の争いの軽減に役立つ
- 5 親の財産管理が簡単にできる
- 6 不動産の共有問題・将来の共有相続への紛争予防に役立つ
- 7 倒産隔離機能がある(信託財産に関係ない部分で多額の債務を負った場合でも信託財産は差押えられない)
- 8 二次相続が指定できる
- 9 教育資金の一括贈与が1500万円までできる

(短所)

- 1 家族信託には身上監護に関することを含めることは可能だが、成年後見人でなければ適切な身上監護ができない部分もある
- 2 受託者を決める際にもめる可能性がある
- 3 節税には期待はあまりできない
- 4 遺留分減殺請求の対象になる可能性がある



■ 家族信託を利用するには・・・

1 家族信託の目的をしっかりと決める・・・家族信託を成功させるには、ご自分の財産をどうしたいのかを明確にすることが必要です。

(例)・遺産分割のトラブルを防ぎたい

- ・事業承継を円滑に行いたい
- ・子どもによる財産の浪費を防ぎたい
- ・認知症になった時の介護費用を賄うための財産管理
- ・障害を持つ子どものための財産管理と生活費の支給

上記はほんの一例ですが、決められた目的は信託契約の契約書と謄本の中に改めて明記されます。

2 財産の受託者(管理人)を決める・・・家族信託は大切な財産を「信じて託す」ということです。受託者はほとんどが子どもになっていますが、子どもがいない方では姪や甥が受託者になるケースもあります。契約信託の場合契約するのは委託者と受託者なので家族の同意は不要ですが、大切な運用の際に家族の協力を必要とする場合もありますので家族全員が納得できる人を選ぶということは大切です。また、受益者が亡くなった後も次の受益者(二次受益者)を決めておけば家族信託を続けることができます。

3 受益者代理人(受益者が権利を行使できないときに代わって権利を行使する権利を与えられた方)や、信託監督人(受託者の財産管理状況の監督・監視を委託者に代わって行う者)を決めておく。

4 信託財産を決める・・・受託者に委託する財産の金額や種類を決める。

5 家族信託の終了を決める・・・いつまで家族信託をするのかを決めておくことが必要です。通常は受益者が亡くなった時点で終了になることが多いのですが、利益を引き継がせる場合は、最終的な利益を受け取る権利を有する方の死去をもって終了になります。

6 信託契約書案の作成・・・作成は司法書士や弁護士などの専門家にご相談ください。公正証書として作成した方が証明力が高く、また紛失の際には再発行ができます。

7 不動産の信託登記をする。

8 銀行で信託口座を開設する。